

日本林業

発行：一般社団法人 日本林業協会
〒107-0052
東京都港区赤坂1-9-13 三会堂ビル3F
TEL. 03-3586-8430 FAX. 03-3586-8434
編集・発行人 前田 直登

新型コロナウイルス感染症対策 緊急事態宣言が5/31まで延長



5/4に記者会見する安倍内閣総理大臣(首相官邸ホームページから)

協会からの

情報提供は

- 一般向け情報誌
『森林と林業』
(毎月20日発行)
- 会員向け情報誌
『協会報日本林業』
(毎月5日発行)

いずれも土日祭日は繰り下げ発行となります。

目次:

緊急事態措置の5/31までの延期決定	1
新型コロナウイルス感染拡大に対する林業・木材産業向け支援策	2

安倍内閣総理大臣は5月4日に開催された第33回新型コロナウイルス感染症対策本部で検討結果を受けて記者会見を行い、4月7日に宣言した緊急事態措置の実施期間を、5月31日まで延長することを発表した。なお、当面の実施区域は全都道府県としているが、5月14日を目途に専門家の皆様に改めて評価をしていただき、可能であると判断すれば期間満了を待つことなく、緊急事態を解除する考えであることも併せて表明した。

新型コロナウイルスの感染拡大により、我が国の経済に多大な影響が広がっており、森林・林業・木材産業も例外ではない。緊急事態宣言は、5月31日まで延長され、医療対策はもちろんのこと、経済対策が急務となっている。

国会では、4月30日に、新型コロナウイルス感染症に伴う支援策の令和2年度補正予算が成立しました。農林水産省では、補正予算の成立を受け、「新型コロナウイルス感染症の影響を受ける農林漁業者・食品関連事業者への支援策」のウェブサイトをオープンしている。https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/support.html

農林水産省のウェブサイトでは、事業目的別のPR動画を含む支援策に加え、他省庁による支援策や都道府県によるまでも網羅されていますが、林業・木材産業者向けに整理されている支援策等は次ページの通りとなっている。

事業者毎の支援策

林業・木材産業者が活用できる支援 その1

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
木材の利用促進	【国産農林水産物等販売促進緊急対策】 公共施設等の木造化・木質化等を支援	支援対象：民間団体等 補助率：定額 事業実施主体：民間団体	林野庁木材利用課 TEL：03-6744-2120 ▶
原木の一時保管に要する費用の支援	【輸出原木保管等緊急支援事業】 滞留している輸出向け原木の一時保管費用等を支援	支援対象：林業経営体等 補助率：定額 事業実施主体：(一社)全国木材組合連合会	林野庁木材産業課 TEL：03-6744-2292 ▶
大径原木加工施設の整備	【大径原木加工施設整備緊急対策】 行き場のなくなった大径原木を有効活用し、付加価値の高い木材製品に転換するための加工施設の整備を支援	支援対象：木材関連事業者等 補助率：定額 (1/2以内) 事業実施主体：都道府県	林野庁木材産業課 TEL：03-6744-2290 ▶
金融支援	農林漁業セーフティネット資金等の経営維持・再建に必要な資金の実質無利子化・無担保化等を措置	支援対象：林業者等 事業実施主体：(株)日本政策金融公庫、全国木材協同組合連合会、(独)農林漁業信用基金	林野庁企画課 TEL：03-3502-8037 ▶
持続化給付金	中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人でひと月の売上が前年同月比50%以上減少している事業者	法人は200万円以内、個人事業者は100万円以内を支給	経済産業省 中小企業金融・給付金相談窓口 TEL：0570-78-3183 ▶

事業者毎の支援策

林業・木材産業者が活用できる支援 その2

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
雇用調整助成金	景気変動などの経済上の理由により、事業縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練、又は出向により、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成する制度 【令和2年1月24日から令和2年7月23日までの休業等について適用】 (1) 休業等計画届の事後提出が可能 (2) 生産指標の確認対象期間を3か月から1か月に短縮し、前月と対前年同月比を10%から5%減少に緩和 (3) 最近3か月の雇用指標が対前年比で増加していても助成対象 (4) 事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象 (5) 継続して雇用された期間が6か月未満の新規卒卒者などの労働者についても助成対象 ※さらに緊急対応期間(令和2年4月1日から令和2年6月30日まで)の休業等については下記も適用 (6) 週20時間未満の雇用保険被保険者でない労働者(パート、アルバイト(学生も含む)等)も休業の対象 (7) 支給限度日数(100日)とは別に活用可能	【緊急対応期間(令和2年4月1日から令和2年6月30日)までの休業等に適用される助成率・加算額】 ○休業手当に対する助成 ▶中小企業 4/5、 ▶大企業 2/3 ○解雇等を行わない場合に助成率の上乗せ ▶中小企業 9/10、 ▶大企業 3/4 など ※1日当たり助成額上限8,330円 ○教育訓練をした場合 ▶中小企業 2,400円/日加算 ▶大企業 1,800円/日加算	最寄りの都道府県労働局・ハローワークまたは学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金 TEL：0120-60-3999 ▶ 雇用保険、労災保険暫定任意適用事業所のうち未加入の事業所の場合、厚生労働省への申請に先立ち、林野庁が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」が必要 <提出先> 林野庁林政部経営課 林業労働対策室(郵送のみ) 住所：〒100-8952 千代田区霞が関1-2-1 TEL：03-6744-0483

令和2年 4月 国会の動き

《国会関連》
2日(木) 参・農水委 一般質疑
6日(月) 衆・決算委 決算概要説明
7日(火) 参・農水委 一般質疑
15日(水) 参・震災復興特委 大臣所信質疑
《政党関連》
1日(水) 自・所有者不明土地に関する特命委員会(土地基本方針及び第7次国土調査事業十か年計画について)

令和2年 4月 業界の動き

15日(水) 森林と林業5月号編集会議(新型コロナ対策としてメールで実施)
15日(水) 令和2年緑化推進運動功労者内閣大臣表彰受賞者発表(農林水産省)
22日(水) Sustainable Forest Action 2020 林業経験者の募集開始(6/11まで、キックオフ・チーム顔合わせ会は8/23)
30日(木) 林政審議会(森林・林業白書の諮問)